令和８年度群馬県 TikTok 用コンテンツ制作等業務仕様書

１　業務の名称

令和８年度群馬県 TikTok 用コンテンツ制作等業務

２　委託業務の目的

TikTok 等で活躍するインフルエンサーを活用した群馬県の魅力を発信するショート動画（以下、「動画」という。）を制作することで、若年層に向けた群馬県の話題性の獲得及び知名度向上、群馬県への移住促進を図るとともに、県民幸福度の向上を目指す。

３　事業実施期間

令和８年４月１日（水）から令和８年 12 月 25 日（金）まで

４　委託業務内容

（１）TikTok 用ショート動画コンテンツの制作

・ TikTok 等で活躍するクリエイターを複数組活用して、縦型（９：16）の動画を 40 本以上制作すること。

・ 制作した動画は、群馬県の公式 TikTok アカウント「tsulunos」のほか、群馬県の YouTube アカウントにて公開する。

・ 動画の訴求対象について、「日常的に TikTok を視聴する 10 代から 20 代」とし、訴求対象者に対し群馬県の話題性の獲得、知名度向上に加え、群馬県への移住促進に繋がる企画を提案すること。

・ 制作する動画の企画書を事前に提出し、群馬県と内容について調整を行うこと。

・ 企画書には企画のテーマ（ねらい）、撮影候補地、起用クリエイター等制作する動画の詳細を記載すること。
（本事業の企画提案書の段階においては最低５事例以上記載すること。撮影候補地については可能な限り詳細に記載されることが望ましい。）

・ 撮影候補地について制限はないが、群馬県内全域を幅広に取り扱うことが望ましい。ただし、企画及び起用クリエイターの特徴を勘案し、明確な意図・企画テーマをもって特定の地域を重点的に取り扱うことを妨げない。

・ 企画及び制作する動画に対し、公序良俗に反する内容でないか、コンプライアンスが遵守されているか確認する体制を整備すること。

・ 訴求対象に対し話題性の高いクリエイターを起用すること。

・ 群馬県職員の内製では到底作りえない、高クオリティ・独創的な企画を含めること。

・ 撮影には可能な限り群馬県が同行して制作の様子を撮影できるよう調整を行うこと。群馬県が同行して撮影した動画を編集して TikTok 等で公開することがある。

・ 本事業で制作した動画を群馬県が投稿した際には、当該動画に出演したクリエイターの SNS アカウントにおいて再投稿や周知をするなど、情報発信を行うこと。

（２）目標再生回数及び広報戦略の設定

・ 令和８年 11 月 30 日（月）までの TikTok アカウント「tsulunos」における制作動画の総再生回数は、制作本数に 10 万回を乗じた数値を下限とする。

・ 期日までに目標を達成するよう、必要な措置を講じること。

・令和８年 11 月 30 日（月）時点での総再生回数が目標数値を下回った場合には、総再生回数に応じて委託金額を減額する。
※減額の詳細は、参加申込書の提出者あてに参加申込締切り後に別途提供する。
・目標総再生回数の達成のため動画広告の出稿を妨げないが、オーガニック（自然流入）による数値の獲得のための工夫をすること。

（３）月次報告・アナリティクスの分析
・制作・投稿した動画に係るアナリティクス分析結果、動画制作企画、今後の計画等、群馬県に月次報告すること。

（４）その他
・動画の制作に伴う「出演者及び所属事務所との調整」や「撮影許可取得等の連絡調整、費用の支払い」等の一切の業務を実施すること。
・撮影に当たり、環境音やノイズが入らないよう十分な音響機材を使用するとともに、カメラについても十分な機材を用意すること。
・動画の公開スケジュールについては、群馬県と受託者の協議により決定するが、ひと月当たり４～６本の投稿を想定している。
・動画は各動画の公開日の３日前までに完成版を納品すること。
・事業実施スケジュールを提示すること。

５　事業スケジュール（予定）
① 撮影に当たって必要な事項の調整：令和８年４月以降随時
② 撮影・編集：令和８年４月以降随時
③ 群馬県への動画納品：令和８年４月～11 月末まで随時

６　成果物一覧

成果物	納品時期・方法
動画データ	・電子データを提出
月次報告書	・電子データを提出
業務完了報告書	・令和８年 11 月末までに投稿した動画に係る実績について、電子データを提出

７　留意事項
（１）企画立案及び動画制作に当たり、各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
（２）本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
（３）制作した動画は、期限を定めず視聴が可能な状態とすること。
※期限を設ける必要がある場合は、その旨企画提案書に明記すること。
（４）動画の制作に当たり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

８　事業実施計画書の提出
契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

９　業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10　その他

・ 業務を効果的に推進するため、業務を第三者の事業者に再委託することができる。その場合は、あらかじめ群馬県と協議の上、書面で報告するものとする。ただし、業務の一括再委託は禁止とする。
・ 本仕様書に定めの無い事項については、都度協議により決定する。
・ 本事業を進める際は、群馬県と十分な調整を行うものとする。
・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
・ 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
・ 本業務により受託者が創作した著作物に関する著作権（著作財産権）は、原則納品時に群馬県に譲渡されるものとする。
　※詳細は、優先交渉者決定後、別途調整する。